

朝鮮半島有事で「存立危機事態」の場合

首相、他国領での攻撃否定

らなくて排除できるのか」民主党の小川敏夫氏は24日、朝鮮半島で戦争が起り、政府が日本にとって存立危機事態と認定した場合を想定。自衛隊を半島に派遣しなければ存立危機事態の元となる攻撃を排除できまいとして、「海外派兵は一般にできない」とある旨の答弁に矛盾があると指摘した。

合、我が国のミサイル防衛の一翼を担う米艦船への攻撃であれば、（武力行使の新）3要件に該当する可能性がある」と答弁。米艦攻撃を排除するのは「だいたい公海上で行われると想定される」として、他国の領域に入らぬに集団的自衛権を行使する場合があるとした。

その上で、首相は「A国（の領域）に自衛隊が行

首相の説明は、集団的自衛権の行使基準となる「武力行使の新3要件」に基づく。新3要件は①我が国と密接な他国に武力攻撃が発生し、我が国の存立が脅かされ、国民の権利が根底から覆される明白な危険がある(存立危機事態)②これを排除するため他に適当な手段がない③必要最小限度の実力の行使にとどまる――

川氏は「自衛隊が韓国の領域に入り武力攻撃を排除することは法律上禁止されていない」とした。ミサイル発射を未然に防ぐための敵基地への攻撃のように、安全保障環境の悪化や技術革新により他国領域で武力行使するしか日本人を守れない理由があれば、その時の政府が判断する余地が残るという趣旨だ。首相は「新

本章所用的“政治”一词，指的都是政治家、政治机构和政治过程。

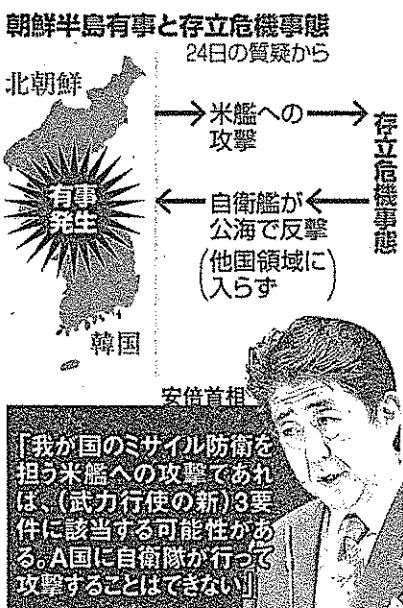
朝鮮半島有事をめぐって
法案では、政府が「重要影響事態」と認定すれば武力行使を含まない後方支援が可能となるが、この日の質疑では集団的自衛権での対応が取り上げられた。

衆院審議で中谷元・防衛相は「攻撃国の意思（表明）がない場合でも存立危機事態になりうる」と答弁。首相が言う米艦への攻撃やその意思が明確でなくとも存立危機事態の認定は可能との考え方を示しており、首相答弁とズレがある。

さらに、首相が挙げる「必要最小限度についても、小

朝鮮半島有事に自衛隊をどこまで派遣できるのか——。安全保障関連法案をめぐり、24日の参院予算委員会では、朝鮮半島有事を想定した議論が交わされた。安倍晋三首相は、韓国や北朝鮮の領域（領土、領空、領海）に自衛隊を派兵する、「憲法上禁止されない」ことを明言したが、野党は、法案には他国の領域に派兵しないことを明記されていないとして、法案にあいまいさが残ると指摘した。

米艦へ攻撃——公海上から反撃「ある」



が、公海上で日本と合同でミサイル防衛を担う米艦船への攻撃があれば①に当たる。その場合でも、攻撃を排除するために自衛隊を北朝鮮や韓国の領域内に派兵するしゅは③に反するためできないと説明した。